# 火災予防対策について

消防法令上遵守すること・火災予防上普段から気を付けること

甲府地区消防本部 查察課

社会福祉施設等は、他の建物と比べ、心身の不自由な方が利用される場合が多く、 職員の数も限られている場合が多いことから、消防法令上の規制が厳しく、 設置される消防用設備等も、スプリンクラー設備のように、自動で 消火してくれるものなど、他の用途より高度なものとなっています。 これらの設備が適切に作動するよう、また作動する前に火災発生の原因となる 危険因子を事前に摘み取り、火災が発生した場合であっても適切に 対応できるよう備えておくことが、重要になります。

## 消防法令上遵守すること

### 1 防火管理者の選任

防火管理者とは?

その建物における火災予防上の責任者である管理権原者 (代表取締役など)からの指示により、消防計画を作成し、 消防訓練を行うほか、従業員等に対し、適切な指示等を行う者。

職員に指示をすることから、防火管理者は

施設長など責任ある役職から選任する必要があります。



### 1 防火管理者の選任

防火管理者の選任が必要となる施設

利用者及び従業員の合計が 30人 以上 ※

※ グループホームや特別養護老人ホームなど、自力避難困難者が入居、宿泊する施設は

10人 以上

#### 1 防火管理者の選任

防火管理者は 防火管理講習 を受講した等

一定の要件を満たさないと選任できません。

※消防団員で一定の要件を満たした人など一部の人は受講不要

防火管理者に異動があった場合などは、<u>その都度</u>届出が必要です。

#### 2 消防計画の作成

消防計画とは?

火災が発生しないように、万が一発生しても被害を最小限にするために、 事前に作成する計画。防火管理者の選任が必要な対象物に対する作成 及び消防署への届出が消防法令で義務付けられている。

消防計画は 防火管理者 が作成します。



### 2 消防計画の作成

#### 消防計画で定めること

- ・火災予防上の自主検査に関すること
- ・消防訓練の定期的な実施に関すること
- ・火災発生時等における消火活動等に関することなど



消防計画を変更した場合も、その都度届出が必要です。

#### 3 消防訓練の実施

#### 消防訓練とは?

防火管理が必要な施設に対し、年2回以上行うことが消防法令で 義務付けられているもの。

訓練を実施する際は、事前に消防機関に通報(連絡)することも法令に規定されている。

実施義務のある訓練は消火・避難訓練です。



## 3 訓練の実施



- 消防訓練を行う場合は必ず、事前に 消防署へ連絡してください。
- 訓練の実施方法が初めてで分からない場合は、消防署で指導します。
- 実施方法を理解したら、防火管理者が中心となり、行ってください。



※事前の連絡用紙は当本部のホームページに掲載しています。

### 4 消防用設備等の点検報告

消防用設備等の点検報告とは?

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備などの 消防用設備等は半年に1回以上点検をし、1年に1回以上、 結果を消防署に報告するもの。



- 点検で不備があった事項は、早急に改修してください。
- 自動火災報知設備などに、重大な機能不良があった場合、 その内容を<u>ホームページに掲載</u>する場合があります。



#### 5 維持台帳の整備

#### 維持台帳とは?

「消防用設備等の点検結果」や建物を建てたときの消防用設備に関する書類を編さんしたもの。

作成、維持が法令で義務付けられている。



消防署の立入検査の際に、 この「維持台帳」の提出を 求める場合があります。

- ・設備の点検結果
- ・使用開始届出
- ・検査済証など



#### 6 防炎物品の管理

#### 防炎物品とは?

主に「カーテン」や「じゅうたん」など、火災発生時、延焼拡大を助長させるものに対し、燃えにくく加工したもの。

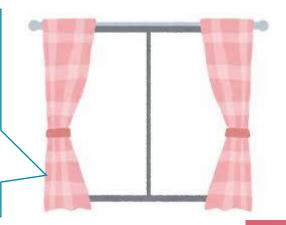
社会福祉施設等のカーテン等は、全てこの防炎物品にする必要がある。



#### 入居者が持ち込むものも

防炎物品にしなければなりません。





## 火災予防上普段から気を付けること

#### 1 避難経路に物を置かない

#### 避難経路となる階段や廊下には一切の物を置くことはできません。

階段や廊下に物を置くと、避難する際に障害となるのはもちろん、

置いてある物が延焼媒体となってしまいます。



#### 2 防火戸の周りに物を置かない

防火戸は基準を満たした鉄製の扉であり、火災発生時、

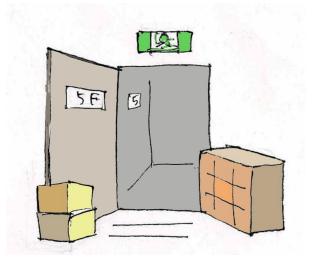
煙や炎からそのエリアを守る大切な設備です。

この防火戸は、閉鎖して初めて効力を発揮するもののため、

<u>防火戸の周りに物を置く、ドアストッパーにより開けっ放しにする</u>など、

防火戸の閉鎖障害となるようなことはしないでください。





## 3 火気の管理 (喫煙場所の管理など)

火災の多くは、火があるところから発生します。 施設に調理施設がある場合は、その管理を徹底してください。

入所者でたばこを吸われる方がいる場合は、喫煙場所の管理、 たばこやライターの管理も徹底してください。



火災は普段から気を付けていれば、ほとんどの場合、防ぐことができます。 しかし、地震や電気、入所者の予期せぬ行動を起因とする火災は、 防ぐことが容易ではありません。

そのため、大切なのは「やるべきことを常日頃からやっておく」ことです。 やるべきことをやっておけば、火災が発生する確率を0に近づけることが でき、万が一火災が発生しても被害を最小限に抑えることができます。

皆様の施設の安全は、皆様の日々の備えにかかっています。

